

告発人 志岐武彦

# 判断は新潟検察審査会へ！

## 森裕子参院議員を不起訴にした検察は正義を捨てたのか



**特別寄稿**

寄付金控除の還付金を不正に受け取ったとして告発された自由党の森裕子参院議員について、新潟地検は昨年12月、不起訴処分とした。これを受けて告発者の元会社役員・志岐武彦氏（東京在住・75）らは新潟検察審査会に不服申し立てし、法令違反を裏付ける証拠書類などを提出したという。その志岐氏が本誌新年号に続き「森議員による許されざる税還付の実態」について寄稿してくれた。

世界にいかた

について還付金を受け取ったことを認めていることから、それ以外の年も還付金を受け取った可能性が高い。

これだけ多額の寄付をしたということは、還付金を受け取るためとしか考えられないので、寄付金の一部あるいは大部分が「支部」から本人の元に戻された可能性は極めて高い。

私は、森議員以上に、多額の寄付をし税還付金を受けた政治家を知らない。おそらく、

「今後は、議員が資金管理団体に寄付する」は嘘だった

2013年4月、大手新聞社が全国国会議員を対象に、2009～11年の間に所得税の還付を受けたかどうかを調査

森議員は「日本一の税還付政治家」といえるであろう。倫理感の欠如した政治家である。

森裕子氏の政党支部寄付と税還付

年	支部へ寄付額 (円)※1	還付可能額 (円)	還付請求有無	総人件費 (円)	備考
2004	9,438,290	2,830,800	不明※2	9,128,055	参議院議員
2005	7,000,000	2,099,900	"	6,253,170	"
2006	5,500,000	1,649,400	"	12,597,434	"
2007	19,500,000	5,849,400	"	26,098,435	"
2008	14,500,000	4,349,400	"	16,372,071	"
2009	7,500,000	2,249,900	有	16,693,371	"
2010	8,000,000	2,399,400	有	15,841,743	"
2011	6,400,000	1,919,400	有	15,992,845	"
2012	なし	-	-	10,710,321	森議員が「森ゆうこサポーターズクラブ」に150万円を寄付
2013	6,000,000	1,799,400	有	27,199,675	2009～11年の税還付を指摘され、「今後は議員が直接資金管理団体に寄付する(支部に寄付しない)」と発信したが、参院選落選直後に支部寄付・税還付再開 <b>詐欺容疑で告発</b>
2014	1,150,000	-	無	23,979,887	支部から傳給を得ていて、所得税も支部から支払い
2015	6,050,120	1,814,400	有	11,143,827	支部寄付・税還付 支部から傳給を得ていて、所得税も支部から支払い <b>詐欺容疑で告発</b>
合計	91,038,410	26,961,400			

※1 2004年～2008年の寄付額、人件費については「財界にいかた」2017年2月号から転載  
 ※2 不明としたのは、情報公開の期限が切れていて「寄付金(税額)控除のための書類」が入手できなかったため

**安全・安心・安定**

県内最大手数建築内装業者として、高い工事能力から業界内で高い信頼を得ており、これまでマンション、病院、福祉施設など様々な内装工事を手掛けてきています。

**内 株式会社 藤田内装建築**

http://www.fnk.jp

本社 / 〒949-8724 新潟県小千谷市岩沢2352-3 TEL(0258)86-2576 FAX(0258)86-2289

■ 藤田内装工場 〒949-8724 新潟県小千谷市岩沢779-2  
 ■ 高岡営業所 〒940-2116 新潟県長岡市南七日町62-18 TEL(0256)46-8511 FAX(0256)46-8510  
 ■ 新潟営業所 〒950-2004 新潟県新潟市西区平島3-8-2 TEL(025)232-2576 FAX(025)232-6611  
 ■ 六日町営業所 〒949-6602 新潟県南魚沼市文之上320-3

**単身、大聖の新潟へ**

新年号に続き寄稿の機会を頂き感謝している。私は前代未聞の森裕子参院議員不正税還付事件の全貌を知る唯一の国民である。この事件を、新潟県民の皆様はもとより全国民に知らせることが私の重大な責務と考えている。

昨年12月、新潟地検が私たちの告発を不起訴処分にしたので、新潟検察審査会への不服申立てを決めた。

1月31日早朝、東京を立ち新潟に向かった。雪の中、新潟地方裁判所内にある検察審査会事務局を訪れ、審査申立書と証拠資料を提出した。その場で新潟県庁に向かい、記者会見を行った。いずれも初めての経験で、いささか緊張し疲れた。

まずは、森議員の不正税還付の実態をお伝えしてから、審査申立書の内容や記者会見の模様を報告する。

**政治家の税還付とは**

1994年に、企業・団体献金の代わりに個人献金を増やす目的で、個人が「政党」「政党支部」あるいは「国会議員が主宰する資金管理団体」に寄付した場合に限り、寄付額の30%の所得税の控除を受けられる特例が定められた(租税特別措置法41条の18)。

ところが、法律の趣旨に反し、寄付を受ける側の政治家が、自ら代表を務める「政党支部」に多額の寄付をし、所得税の還付金を受け取るという、不届きな政治家が出現した。

「政党支部」(以下支部という)と名前がつくと大きな団体を想像してしまいが、政治家一人ひとりが自分の支部を持つている場合が多い。

そのような「支部」の代表者は支部の資金を自由に使うことができる。支部の代表者がその支部に寄付するという

**森議員は日本一の税還付政治家?**

この特例をフルに悪用してきた代表格が森裕子参院議員である。森議員が代表を務める支部の収支報告書には、消すことができないう多額の寄付の記録が載っている(左表参照)。

2004年から2015年の間、常習的に寄付を続け、寄付の総額は9100万円にもなる。

9100万円を寄付すると、約2700万円の還付金を受け取ることができる。実際に還付を受けたかどうかだが、本人が2009～11年の寄付分

新年号に続き寄稿の機会を頂き感謝している。私は前代未聞の森裕子参院議員不正税還付事件の全貌を知る唯一の国民である。この事件を、新潟県民の皆様はもとより全国民に知らせることが私の重大な責務と考えている。

1994年に、企業・団体献金の代わりに個人献金を増やす目的で、個人が「政党」「政党支部」あるいは「国会議員が主宰する資金管理団体」に寄付した場合に限り、寄付額の30%の所得税の控除を受けられる特例が定められた(租税特別措置法41条の18)。

この特例をフルに悪用してきた代表格が森裕子参院議員である。森議員が代表を務める支部の収支報告書には、消すことができないう多額の寄付の記録が載っている(左表参照)。

当たり前のことだけど

# 元気がいさばん。

…というわけで診察からリハビリまで、私たちが元氣回復のお手伝いをします。

医療法人 積発堂 SHIHATSUDO

## 富永草野病院

新潟県三条市興野2丁目2番25号  
tel.0256-36-8777 fax.0256-35-6212

## 富永草野クリニック

新潟県三条市興野2丁目11番28号  
tel.0256-32-0669 fax.0256-32-4712

## 東ヶ丘整形外科

新潟県長岡市栄町2丁目7番15号 (旧栃原町)  
tel.0258-53-2025 fax.0258-53-2027

## エバーグリーン・富永草野医院

新潟県燕市大字富永216番地1 (旧吉田町)  
エバーグリーン  
tel.0256-92-3030 fax.0256-93-2076  
富永草野医院 tel.0256-93-1001

http://www.shihatsudo.or.jp

した。その結果、17人の国会議員が所得税の還付金を受け取ったことを認めた。

森議員もその一人で、3年間で計2190万円を寄付し還付金を受け取ったことを認めた。このことに関し、森事務所「今後の議員が直接、資金管理団体に寄付する」と釈明した。

ところが、その年の7月の参院選挙に落選するや、9月から「支部」寄付を再開したのである。結局、森氏は、2013年に600万円、2015年に605万円を支部に寄付し、いずれも還付金を受け取った。

のである。

議員でなくなったので自分の収支報告書をチェックする者などいないと考えたのである。だが、私は、偶然、収支報告書の寄付者名簿の中に「森裕子」の名前を見つけてしまった。もし、私が見つけていなかったら、森氏の不正税還付は永遠に表に出ることはなかった。運命のいたずらであろうか。

ちなみに、同時に指摘を受けた他の国会議員の人数について、その後の収支報告書を確認したが、彼らはすでに支部への寄付を止めていた。

ぶと認められる場合」に該当しないので、租税特別措置法違反はない。

〔筆者注〕租税特別措置法第41条の18に「その寄付した者に特別な利益が及ぶと認められるものは除く」とあるが、森氏の寄付はこれに該当し、同法違反である。

3 「偽りその他不正の行為」がないから、所得税法につき「嫌疑なし」とした。

4 所得税法違反がないので、詐欺罪も成立しない。

5 本件の寄付金1205万円が森氏の元に還流された形跡は認められなかった。

〔筆者注〕新潟地検が詳細に

調べなかっただけである。

6 道義的に問題があるが、現行法では検察は起訴できない。告発者が検察審査会に申し立てるしかない。

〔筆者注〕現行法で十分起訴できるので、検察が起訴すべき事件である。

検察官は起訴に繋がる事実は見ないし、調べない。検察は不起訴の方針をあらかじめ決めていて、不起訴理由を後付けしたように感じた。

### 不起訴を覆す審査申立書骨子

検察官の話聞いて、検察審査会への申し立てを判断した。「検察審査会Q&A」という冊子があるが(図1)、そこには、(検察審査会制度とは、検察官が事件を裁判にかけなかったこと(不起訴処分)のよしあしを、選挙権を有する国民の中から「くじ」で選ばれた1人の検察審査員が審査する制度です。昭和23年に制度が始まってから、これまでに57万人以上の方が検察審査員・補充員に選ばれています。

### 1205万円の寄付による税還付について詐欺容疑で告発

落選中の1205万円もの寄付はあまりに多額で、還付金を狙ったものと容易に推測がつく。そうであれば、寄付金の一部あるいは全部が、何らかの形で森氏の元に戻された可能性が高い。誰もがそう考えるであろう。

私たちは、この1205万円の寄付による税還付について、「森氏」「支部」間の一時的資金移動を寄付として税務署

の検察審査員が審査する制度である」とある。

また、「検察審査員の仕事は、検察官のした不起訴処分が国民の常識に合致しているかを判断することですから、法律的な専門知識は不要です」と書かれている。

森氏が「特別な利益」を得られる立場にあったことを示せば、不起訴を覆せる

もって審査申立書の中で示すことである。

根本的な間違いとは、「一件は「その寄付者に特別な利益が及ぶと認められる場合」に該当しない」としているところである。ここを覆せば、租税特別措置法違反になる。

「特別な利益」をどのように解釈するかについては、法律等においてなんら明らかにされていないが、立法の趣旨からすれば、「支部」から、一般の寄付者以上の特別な利益(寄付に

を騙し、税還付金を受け取ったとする詐欺容疑で告発した。

### 全く納得できない 検察官の不起訴理由

昨年12月8日に新潟地検から「不起訴処分」を告げられた。確信をもって出した告発状だったので「瞬間が真っ白になった。氣を取り直し「不起訴処分理由書」を要求したところ、その書面に「詐欺につき、罪とならず」に加え、「所得税法違反につき、嫌疑なし」の記述があった。

よる見返り)が得られる立場にある寄付者の税還付を防止するためにあると解する。

森氏は、まさにその立場にあったと考えられる。だが、検察はそれを認めなかった。証拠を示すしかない。

そこで、私たちは、審査申立書の中で、森氏が支部代表者として「特別な利益」が及ぶ立場にあったことを示す2つの決定的証拠を述べた。

証拠1 森氏らは、自分たちの政治活動費・経費を専ら「支

担当検察官に電話をし、この不起訴処分の理由について尋ねた。

検察官が語った不起訴処分の見解を、私の考えを添えて以下に報告する。

1 詐欺容疑の告発だが、所得税の還付について詐欺などの不正がありそうな場合は、所得税法第238条第1項を適用するのが通例である。今回も同法に基づき捜査した。

〔筆者注〕同条同項は、偽りその他不正の行為により所得税の還付金を受けた者の処罰が定められた条文である。

最高裁判所が発行している「検察審査会Q&A」の8コマのうちの1コマ

**検察審査会制度とは?**

検察審査会制度は、検察官が事件を裁判にかけなかったこと(不起訴処分)のよしあしを、選挙権を有する国民の中から「くじ」で選ばれた1人の検察審査員が審査する制度です。昭和23年に制度が始まってから、これまでに57万人以上の方が検察審査員・補充員に選ばれています。

**申立ては誰でもできるの?**

審査の申立ては誰でもできるわけではなく、その犯罪の被害者や告訴・告発をした人などに限られています。なお、申立てや相談には、費用はかかりません。

「部」の財布から支払っていた  
森氏が代表を務める政治団  
体には、「支部」「YMF経済  
研究会」「森裕子サポーターズ  
クラブ」の3つがある。この3

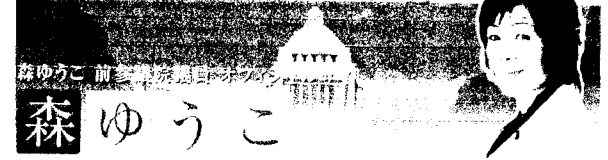
つの団体は、いずれも収支報告  
書を作成し、新潟県選挙管理  
委員会あるいは総務省に提出  
している。3つの収支報告を取  
り寄せ中身を比較した。

1「支部」支出の大半は「森  
裕子氏の事務所」（森氏の新  
潟における政治拠点）の政  
治活動費と経費で占められ  
ていた。

2「YMF経済研究会」「森裕  
子サポーターズクラブ」は、  
森氏への寄付金集め等が主  
たる業務であるが、集めた  
資金は「支部」に支出（上納）

YMF経済研究会（森ゆうこ君を育て飛躍を期す会）ご入会のご案内 | ★www.mori... 1/4 ページ

生活の党  
Proud Life Party



●生年月日：1966年4月20日 ●出身地：東京都/新潟県新潟市 ●所属：自民党/社会民主党

YMF経済研究会とは森ゆうこ 前参議院議員を支援する政治資金管理団体です。  
20歳以上の日本国籍をお持ちの方なら、どなたでもご登録できます。  
森ゆうこ君の政治活動を支えるため、ご登録頂いた会員には政治資金規正法にもとづく個人献金を任意でお願いしています。  
個人による少額の寄付で、何事にも縛られず自由な発想と政治活動を森ゆうこ君に期待し、また実践していただきたいのが思いです。  
ご支援いただきました寄付金は、政治活動経費として適正に使用します。  
また、日本発展のため議員相互の連携・草志交流・親睦活動や各分野の政策や提議を積極的に討議・策定・実践し活動してまいります。  
会員の政界進出は賛助に取り上げるとともに、資料依頼、調査依頼その他出来るだけ対応してまいります。  
なにとぞ本意通りに質問・是非とも会員としてご入会いただきますようご検討の程よろしくお願ひ申し上げます。

2/4 ページの下段にある記述(森氏と「支部」を同一扱っている)

【寄付金控除を希望される皆様へ】 森ゆうこへの寄付は、政治資金規正法上と租税特別措置法上、森ゆうこが長を務める 政党支部「新潟県参議院選挙区第1総支部」への寄付として扱われます。  
YMFへお送り頂いた寄付金は、その手続きを代行させて頂きます。  
(寄付控除を希望しない方は、今まで通りYMF経済研究会への寄付となります。)  
寄付控除をご希望の方はお申し出下さい。

http://www.mori-yuko.com/support\_ymf/ 2016/07/04

▲下線部の記述は、森氏らが森氏と「支部」とを同じ取り扱いをしている証拠である。筆者がアウトプットしたのは平成 27 年 7 月 4 日である。平成 28 年 12 月 24 日に、同じサイトをアウトプットしたときは下線の記述が削除されていた

宅配ボックス Receibo After 簡単操作 工事不要 完成品から使える! 宅配ボックスがあれば! 毎配達の手間無く荷物を受け取れる!

きれいな地球で暮らしたい。TOYAMA GROUP 外山産業グループ 〒955-0852 新潟県三条市南四日町4-1-9 TEL 0256-32-6041 住・生活関連商品の卸売社 外山産業株式会社 住・生活関連商品の企画販売 住・生活関連商品のメーカー 外壁洗浄・住・生活環境のリフォーム 住・生活関連商品の卸売社 外山工業株式会社



大えびなべ焼きうどん

親思いの息子さんからの電話で母親の主治医から今晚が峠だから好きな物を食べさせてくださいと。母親に食べたい物はと訪ねたら里味のなべ焼きうどんだと言われそれに応えたいと哀願されました。それを聞いて感動した創業者は一層精魂を込めて作ったそうです。それが、里味特製のなべ焼きです。



大えび天重そばセット

- ご予約は、里味各店へ!
- 新発田店 / ☎0254-23-6800
  - 海老ヶ瀬店 / ☎025-272-1070
  - 中島野山店 / ☎025-256-5555
  - 中島根店 / ☎025-264-4511
  - 旗本店 / ☎0256-88-0155
  - 程根店 / ☎025-373-5750
  - 大塚町店 / ☎0250-23-7755
  - 大塚町店 / ☎0256-53-7030
  - 大塚町店 / ☎0256-94-7122
  - 大塚町店 / ☎0256-35-6223
  - 須原店 / ☎0256-36-0885
  - 見川店 / ☎0258-66-4611
  - 川崎店 / ☎0258-31-8155
  - 堺店 / ☎0258-27-7333
  - 千谷店 / ☎0258-81-1535
  - 小松店 / ☎0257-21-1800
  - 安江店 / ☎025-545-0033
  - 坂店 / ☎025-527-3839

味の世界を探索する 里味 さとみ 営業時間 ●月曜～土曜 AM11:00～PM11:00 (最終オーダー PM10:40) ●日曜・祝祭日 AM11:00～PM10:00 (最終オーダー PM 9:40)

され、自己の団体が支出するものはほとんどなかった。これらのことから、「森裕子氏の事務所」の政治活動費・経費のすべてが「支部」の資金から支払われていたことが分かった。

森氏が代表を務める「支部」収支報告書は「支部」と名を冠しているが、その中身は「森裕子氏の事務所」の収支報告書である。要するに支部の財布と「森裕子氏の事務所」の財布は同一であるということが出来る。

森氏は、2015年に、森裕子前参議院議員オフィシャルサイト(添付)において、「森ゆうこへの寄付は、政治資金規正法上も租税特別措置法上も森ゆうこが長を務める政党支部「新潟県参議院選挙区第1総支部」への寄付として扱われます」(4分の2頁の記述であるが、すでに削除されている)と述べて、森氏と「支部」が同一人格であるかのように記載して発信し、寄付金を集めていた。そして、自分に宛てた寄付金を、「支部」に宛てた寄付金として「支部」の収支報告書に記載し、「寄附金(税額)控除のための書類」

を作成し、寄付者に還付金を受けさせていたのである。森氏らは、森氏と「支部」が同じ立場にあるとして、寄付金を集めていたのは、同じ立場にあるという事は、森氏には「特別な利益」があることは当然といえる。証拠1および証拠2によつて、本件が「寄付者に特別な利益が及ぶと認められる場合」に該当することを立証できた。これにより、租税特別措置法違反が明らかになる。同法違反であれば、所得税法違反になるし、所得税法違反であれば詐欺罪も成立する。

### 新潟検察審査会に申立書提出

私は、新潟駅に着くやすぐに新潟検察審査会がある新潟地方裁判所に向かった。NST新潟の記者が待ち受けてくれていて、裁判所に入る私の姿をビデオカメラに収めてくれた。1階にある同会事務局で、持参した「審査申立書」と「証拠資料」一式を事務局長に手渡した。事務局長は今後のことなどを丁寧に説明してくれた。審査の中で申立人の尋問を行う。新潟日報、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、朝日新聞、共同通信社の新聞記者と、テ

### 新潟県庁にて記者会見

その日の午後、新潟県庁4階の記者発表室で記者会見を行った。

レビ新潟(日テレ系列)、NS  
T新潟(フジテレビ系列)、U  
X新潟(テレビ朝系列) 3社のテ  
レビ局記者が参加してくれた。  
記者会見室には、2台のテレビ  
カメラが並んだ。

「審査申立書」と「証拠資料」  
〔寄附金控除のための書類〕  
「森ゆうこ前参院議員オフィ  
シャルサイト記事」「森氏の寄  
付・税還付一覧表」などのコ  
ピーを配布し、会見に臨んだ。  
森議員の不正税還付の実態、  
審査申立書の内容と提出、新  
たに見つけた「森氏の不正な寄  
付金集めと不法な寄付金処理」  
等の説明をした。

「返金もしていないし、なら  
制裁も受けていない」

説明の後、記者に以下のこ  
とを伝えた。

1 税金の使い道を決める国  
會議員が詐欺的な方法で、  
税金を常習的にかすめ取っ  
た重大事件である。還付額

も尋常ではないし、寄付金  
を本人の元に戻した可能性  
も高い。しかし、何ら制裁  
を受けていないし、かすめ  
取ったお金を国に返却してい  
ない。

2 検査は不起訴にしたし、  
これまで、国会も、税務署も、  
国税庁も、メディアも追及  
していない。どこも追及しな  
いから、この事件を知る国民  
は皆無に近い。良識あるメ  
ディアの皆様が、この政治家  
の不正を県民、国民に知ら  
せてほしい。

3 政治家の税還付を根絶す  
るには、「政治家の税還付禁  
止」「罰則」を法制化する必  
要がある。私も数人の国会  
議員に働きかけているが、メ  
ディアの皆様も応援してくれ  
てほしい。  
報告後、記者たちから多  
くの質問を受けた。森議員の  
不正税還付の実態を十分に分  
かってくれたようである。

期待  
検査審査員の良識に

新潟日報、毎日新聞、読売新  
聞、産経新聞が、検査審査会に  
申立書を提出したことを報道し  
た。毎日新聞は私の写真入りで  
大きく報道した。一老人が単身  
新潟に来て、新潟の大政治家の  
不正を追及している姿を伝えて  
くれたことに感謝している。  
新潟日報の記事には、以下の  
森議員のコメントが掲載され  
ていた。

「森氏は「全く事実無根の告発  
であり、不起訴は当然の結果だ  
であり、(会計書類などが法律にの  
り、)適正に管理されていること  
が確認されたと思う」とした。  
「全く事実無根の告発であり、不  
起訴は当然の結果である」には  
啞然とした。森議員ははたしも  
言い繕いも得意である。このよう  
なセリフで、過去の凄まじい不正  
税還付を不問にしてしまおうと

越後交通ビルサービス株式会社  
地域貢献  
●マンション管理業  
●清掃業  
●警備業  
●損害保険代理業  
●不動産業  
〒940-2108 新潟県長岡市千秋2丁目278番地1  
TEL.0258-28-6551 FAX.0258-28-6550

する対応はさすがといへるか。  
「全く事実無根の告発」なら、  
検査は告発状を受理しない。事  
実無根の告発」なら、1年以上  
も処分決定を延ばすこともな  
い。寄付の事実を取支報告書に  
載っているし、新潟地検は、還  
付金を受け取った事実を新潟税  
務署に確認している。事実無根  
など切ない。  
「不起訴は当然の結果」という  
が、法と証拠に基づけば、森議員  
の場合、所得税の還付金を受け  
取った時点で、租税特別措置法  
違反および所得税法違反である。  
検査は、処分決定を長々と延  
ばした拳句、肝腎な「支部」の  
実体を確認せず、「特別な利益  
が及ぶと認められる場合」に該  
当しないと不起訴処分を決定  
したのである。何故そのような  
処分をしたか分らないが、検  
察は、黒を白として森議員を  
救ったといえる。  
私は、本稿で、本件不起訴処  
分が間違っていることを証拠で  
示した。  
検査審査会は不起訴処分によ  
しあしを判断するところである。  
審査にあたる検査審査員の  
方が良識をもって判断をして頂  
くことを期待している。

# 私たちを支えてください!

女子バスケットボールチーム「新潟アルビレックスBBラビッツ」では  
チームを御支援いただけるパートナー企業様を募集しております。



わたしたち「新潟アルビレックスBBラビッツ」は女子バスケット  
ボールのトップチームとしては初の地域密着型クラブチームとし  
て、新潟県内をホームタウンとして活動しています。

### 新潟から世界の舞台へ!

「トップチームが地元にあること」で選手はより現実的な目標として  
世界を目指す環境が出来ます。わたしたちの町のスター選手とそれ  
を県民全体で応援し支える姿が我々の描くチームの姿です。そして  
この事例を新潟から世界へ向けて発信します。

### 新潟から戦う選手にご支援を!

選手は、日中新潟市内の企業にて就業し、夕方から練習いたします。ひ  
とりのアスリートである前にひとりの社会人として、就業を通して直接  
的に地域と共生し、新潟の社会に貢献し、元氣と笑顔をとどけます。  
当クラブは夢を目指すアスリートの受け皿として、競技活動環境を  
安定化するために、支援パートナー企業様を広く募集させていただきます。

### 御社ニースに合わせたカスタマイズ提案

パートナー企業様は、試合を中心に、企業・商品名をPRしていただくこと  
ができます。また当チームは地域の皆様とともに歩み、県民クラブとして  
地域活動にも積極的に参加します。スポーツ文化の振興や、地域活性化  
として、パートナー企業様と連携しながら、活動を実施いたします。  
スポンサー様にご合わせたオリジナルプランも検討させていただきますので、  
まずはお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ  一般社団法人 新潟アルビレックス女子バスケットボールクラブ 新潟市中央区白山浦2丁目1-28  
TEL.025-201-5520 FAX 025-201-5505 http://www.albirexb-rabbits.com/

Printing & Planning

# JOEMAY

www.joemay.co.jp

## 株式会社ジョーメイ

印刷 販売促進 企画制作 マルチメディア

本社 〒950-0807 新潟市東区木工新町1193  
TEL.025(272)0707(代) FAX.025(272)0717  
東京オフィス 〒104-0061 東京都中央区銀座1-16-1 東寶ビル9F  
TEL.03(6264)4123 FAX.03(6264)4124

## 新潟県を楽しむためのクチコミナビ!



www.najilabo.net

TEL.025(278)9838(直通) FAX.025(272)0717

